

監 事 監 査 報 告 書

地 方 独 立 行 政 法 人 秋 田 県 立 療 育 機 構

監 査 報 告

地方独立行政法人法第13条第4項及び地方独立行政法人法施行細則第2条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人秋田県立療育機構の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第16期事業年度の業務に関して監査を実施いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私ども監事は、理事長及びその他役職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を査閲し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、地方独立行政法人秋田県立療育機構におけるガバナンス体制や理事長及び理事(以下「役員」という。)の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書)、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

地方独立行政法人秋田県立療育機構の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事項については、指摘すべき重大な事実は認められません。なお、理事長・副理事長と法人間の利益相反取引は認められません。

(4) 財務諸表等

ア 財務諸表(利益の処分に関する書類を除く)は、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政コストの状況を適正に示していると認めます。

イ 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認めます。

ウ 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認めら

れません。

エ 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。

オ 決算報告書は、予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。

令和8年6月16日

地方独立行政法人秋田県立療育機構

理事長 坂 本 仁 殿

地方独立行政法人秋田県立療育機構

監事

田中伸一



監事

坂井照重

